

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消等請求事件

国側当事者・国(沼津税務署長)

平成22年8月6日棄却・控訴

判 決

原告	甲
訴訟代理人弁護士	渡辺 征二郎
被告	国
代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	沼津税務署長
	秋山 泰男
指定代理人	緒方 由紀子
	雨宮 恒夫
	宮崎 清幸
	土田 徹

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 沼津税務署長が原告に対して平成20年6月19日付けでした、原告の平成13年分所得税に係る更正の請求について更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、559万2608円及びこれに対する平成14年12月21日から還付のための支払決定の日まで年7.3%の割合による金員を支払え。
- 3 沼津税務署長が原告に対して平成15年1月17日付けでした過少申告加算税賦課決定処分に基づく過少申告加算税77万6000円のうち67万3092円について、原告に納税義務がないことを確認する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成13年分の所得税につき期限内申告をした後、商品先物取引に係る雑所得につき修正申告をし、過少申告加算税の賦課決定処分を受けた原告が、その後、更正の請求をしたところ、沼津税務署長から更正をすべき理由がない旨の通知処分をされたことから、その取消しを求める一方、上記修正申告は無効又は不存在であると主張して、過誤納金の還付及び未納付の過少申告加算税についての納税義務の不存在確認を求め、予備的に、既に納付した税額についての不当利得返還又は上記修正申告をしようとした沼津税務署職員の違法な公権力の行使に基づく国家賠償を求める事案である。

2 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠により容易に認めることができる事実等は、その旨付記しており、それ以外の事実は当事者間に争いがない。

(1)ア 原告は、A株式会社（現商号A株式会社）（以下「A」という。）に委託して、平成13年3月15日から、当時の東京工業品取引所における白金に係る商品先物取引を行った。

イ 原告は、B株式会社（以下「B」という。）に委託して、平成13年12月11日から、当時の中部商品取引所における灯油に係る商品先物取引を、また、同月21日から、同取引所におけるガソリンに係る商品先物取引をそれぞれ行った（以下、上記各商品先物取引に係る原告とBとの間の委託契約を「本件委託契約」という。）。)

(2)ア 原告は、平成14年3月8日、沼津税務署長に対し、平成13年分の所得税について、総所得金額169万4698円（公的年金等に係る雑所得169万4698円、公的年金等以外に係る雑所得0円）とする確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を提出し、期限内申告をした。（乙5）

イ 原告の前記アの申告に対し、沼津税務署の乙特別国税調査官（個人調査（所得税等）担当）付上席国税調査官（以下「乙」という。）及び丙特別国税調査官（個人調査（所得税等）担当）（以下「丙」といい、乙と併せて「乙ら」ともいう。）による税務調査が行われた。その際、乙らは、原告に対し、①原告がBに委託して行った平成13年4月1日から同年12月31日までの間における商品先物取引（以下「本件商品先物取引」という。）に係る雑所得の金額が2766万4150円であること、②原告がAに委託して行った同年1月1日から同年3月31日までの間における商品先物取引に係る雑所得の金額（総合課税分）が90万5005円であること、③原告がAに委託して行った同年4月1日から同年12月31日までの間における商品先物取引に係る雑所得の金額（分離課税分）が31万8480円の損失であること、④本件確定申告書記載の所得金額に加え上記①から③までの事情に基づき原告の平成13年分の所得税の額を計算すると、その納付すべき税額が531万8200円となることを説明し、その旨の修正申告をしようとした。（甲10、乙9）

ウ 原告は、平成14年12月20日、沼津税務署長に対し、乙らによる前記イの①から④までの説明に従った内容の修正申告書（以下「本件修正申告書」という。）を提出して修正申告（以下「本件修正申告」という。）を行い、本件修正申告により増加した所得税額を納付した。（乙1）

エ 沼津税務署長は、平成15年1月17日、原告に対し、本件修正申告に係る過少申告加算税77万6000円（以下「本件加算税」という。）の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）をした。

(3)ア 原告は、沼津税務署長に対し、平成15年4月16日付け「所得税徴収について疑義申し入」と題する書面を提出した（以下「本件申入れ」という。）。(甲7)

イ 原告は、Bに対し、詐欺を理由として本件委託契約を取り消す旨の平成20年2月27日付け「契約取消通知書」（以下「本件通知書」という。）を送付し、Bは、同月28日、本件通知書を受領した。（甲1、3）

ウ 原告は、平成20年5月16日、沼津税務署長に対し、平成13年分所得税の更正の請求（以下「本件更正請求」という。）をしたが、沼津税務署長は、同20年6月19日付けで、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）をした。（甲3、

乙2)

エ 原告は、平成20年6月30日、沼津税務署長に対し、本件通知処分につき異議の申立てをしたが、同申立ては、同年9月9日付けで棄却された。(甲3)

オ 原告は、平成20年9月29日、国税不服審判所長に対し、本件通知処分につき審査請求をしたが、同審査請求は、同21年6月25日付けで棄却された。(甲3)

(4) 原告は、平成21年10月20日、本件訴訟を提起した。(当裁判所に顕著な事実)

3 争点

(1) 本件通知処分の適法性

本件更正請求は、更正の請求の期限を経過した後にされた不適法なものであるか。また、本件修正申告に係る納付すべき税額は過大であり、本件更正請求に対し、沼津税務署長は更正をすべきか。

(2) 本件修正申告の有効性等

乙らが原告に本件修正申告を強要した事実はあるか。また、これにより、本件修正申告の効力が否定されるか。本件修正申告の効力が否定される場合、被告が原告に還付すべき過誤納金及び還付加算金の額はいくらか。

(3) 被告の不当利得返還義務の有無

原告が本件修正申告に基づき既に納付した税額について、被告は不当利得返還義務を負うか。

(4) 被告の国家賠償義務の有無

乙らが原告に修正申告をしようとした際、違法な公権力の行使があったか。また、これによる原告の損害額はいくらか。

4 当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)(本件通知処分の適法性)について

(被告の主張)

ア(ア) 国税通則法(以下「通則法」という。)23条1項の規定に基づく更正の請求は、法定申告期限から1年以内に限りすることができるとされているところ、原告の平成13年分の所得税についてされた本件更正請求は、同年分の所得税の法定申告期限である平成14年3月15日(所得税法120条1項)から1年以内である同15年3月17日(同月15日は土曜日であるため、通則法10条2項により月曜日の同月17日となる。)までにしなければならない。

(イ) また、通則法23条2項又は所得税法152条の規定に基づく、いわゆる後発的事由に基づく更正の請求は、いずれも後発的事由が生じた日の翌日から起算して2箇月以内に限りすることができるとされている。

この点、原告が主張する後発的事由は、原告が本件通知書により本件委託契約を取り消したことであるところ、これが通則法23条2項又は所得税法152条に規定する後発的事由に当たるとしても、本件更正請求は、本件通知書がBに送達された平成20年2月28日の翌日から起算して2箇月である同年4月28日までにはしなければならない。

(ウ) しかし、本件更正請求は、平成20年5月16日にされており、前記(ア)及び(イ)の各請求期限をいずれも経過してされたものであることが明らかであるから、不適法である。

(エ) なお、通則法23条1項及び2項が、原告の主張する「勧奨による申告」をその適用から除外していないことは、その文言上明らかである。

イ 原告の平成13年分の所得税における納付すべき税額は、別紙のとおりであるところ、これは、原告が本件修正申告書に記載した納付すべき税額と同額であり、これが過大でないことは明らかであるから、本件更正請求に理由がないとした本件通知処分は適法である。

(原告の主張)

ア 通則法23条は、納税者が自主的に修正申告した場合において、その内容に誤りがあった場合の規定であり、勧奨による修正申告がされた場合は、修正申告がされてから1年以内に更正の請求をすれば足りる。

原告が本件修正申告をしたのは平成14年12月20日であるから、それから1年後の同15年12月19日が更正の請求の期限と解される所、原告は、同年4月16日に本件申入れを行った。

イ 本件商品先物取引による実質損益(評価損益を加味したもの)は、平成13年12月28日には2843万0150円の利益となっていたものの、原告がそれを現実に手にしたことはなく、その後、相場は暴落して利益は激減し、同14年1月16日以降は損失に転じて、その後1000万円以上の損失となった。このような者に税金を課すことは、担税力の現実的增加に対する課税という基本原理に反し、租税平等主義にも反する。

また、原告は、本件委託契約を詐欺を理由として平成20年2月27日に取り消し、これにより、原告には利益も損失も最初から帰属しなかったことになるから、本件商品先物取引による利益に課税することはできない。

(2) 争点(2)(本件修正申告の有効性等)について

(原告の主張)

ア 原告は、乙らに対し、本件商品先物取引で損をし、現実に利益を得ていないのになぜ税金を納める必要があるのかと何度も抗議したが、乙らから、原告が認めないなら原告の土地と家屋を差し押さえて強制執行すると言われたため、恐怖心を抱き、また、修正申告書を提出することにより不服申立ての機会が失われること、修正申告をした場合でも過少申告加算税が賦課されること、納税期限は修正申告書の提出日であることなどの納税上重要な事実を知らされないまま、乙らから、原告が現実に利益を取得できなかった事実が明らかになればいつでも修正申告を見直すと言われたことを信じ、不本意ながら本件修正申告に応じたのである。

よって、本件修正申告は、無効又は不存在であり、当初の申告のとおり、原告に本件商品先物取引による利益はないから、これに係る原告の所得税の納税義務はない。また、本件賦課決定処分は無効である。

イ 原告は、本税531万8200円、これに対する延滞税17万1500円及び本件加算税のうち分割納税分10万2908円の合計559万2608円を既に納付した。しかしながら、その納税義務はなかったのであるから、被告は、原告に対し、上記過誤納金及びこれに対する本件修正申告の日の翌日から年7.3%の割合による還付加算金の支払義務を負う。

また、原告には、本件加算税のうち未納付分67万3092円の支払義務はない。

(被告の主張)

ア 乙らは、平成14年11月25日、原告に対し、本件確定申告書記載の納付すべき税額が税務調査の結果に基づき算出した納付すべき税額よりも過少になっている旨を説明した後、①修正申告書を提出したときは、その修正申告により納付すべき本税の額のほかに加算

税及び延滞税が課される場合があること、②修正申告書を提出したときは、その修正申告により納付すべき本税の額と延滞税はその修正申告書を提出した日まで、加算税は当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までにそれぞれ納付しなければならないこと、③修正申告書を提出したときは、その修正申告書に係る不服申立てができないことなどが記載された「修正申告等について」と題する書面(乙6)(以下「本件修正申告説明文」という。)を交付し、その内容について説明するとともに、修正申告書の提出がない場合は更正処分を行う旨を説明した上で、修正申告をしようとした。原告は、その後も乙らから十分な説明を受けた上で、相当な熟考期間を経た同年12月20日、自らの意思に基づいて本件修正申告書を提出した。

乙らが、原告に本件修正申告書の提出を強要した事実は一切なく、また、原告は、乙らから本件修正申告説明文を交付され、その内容についての説明も受けた上で本件修正申告書を提出したのであり、本件修正申告が原告の意思に基づき任意に行われたことは明らかであって、本件修正申告は有効に存在している。

イ よって、被告には、原告に過誤納金を還付すべき義務はない。

なお、原告が本件修正申告等により納付した税額は、平成21年10月20日の時点で、本件修正申告により納付した所得税534万9700円、延滞税9万2908円及び本件賦課決定処分により納付した過少申告加算税8000円の合計545万0608円である。また、原告が主張する還付加算金に係る計算期間の始期やその割合には誤りがある。

ウ 原告は、平成13年分の所得税について納付すべき税額を過少に申告していた上、過少に申告していたことについて、通則法65条4項に規定する正当な理由もないから、本件賦課決定処分は適法であり、原告に本件加算税についての納税義務が存在することは明らかである。

(3) 争点(3)(被告の不当利得返還義務の有無)について

(原告の主張)

原告は、本件商品先物取引による利益を現実に得ておらず、また、本件委託契約は取り消され、又は公序良俗に反し無効であり、当初から原告に利益は帰属していなかった。このように担税力のない原告への課税は違法であるから、被告は、原告が既に納付した税額につき、不当利得返還義務を負う。

(4) 争点(4)(被告の国家賠償義務の有無)について

(原告の主張)

乙らは、故意又は重過失により、原告に恐怖心を与え、又は原告をだまして、本件修正申告書を提出させ、原告から実質的な裁判を受ける権利を奪った。原告は、これにより精神的損害を受けたから、被告は、原告に対し、前記第1の2に係る請求金額に相当する慰謝料の支払義務を負う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)(本件通知処分の適法性)について

(1) 通則法23条1項の規定に基づく更正の請求の期限について

ア 通則法23条1項の規定に基づく更正の請求は、法定申告期限から1年以内に限りすることができることとされているところ、平成13年分の所得税に係る更正の請求は、同年分の所得税の法定申告期限である平成14年3月15日(所得税法120条1項)から1年以内であ

る同15年3月17日（同月15日は土曜日であるため、通則法10条2項により月曜日の同月17日となる。）までにしなければならない。

しかしながら、本件更正請求がされたのは平成20年5月16日であるから、本件更正請求が上記期限を徒過したものであることは明らかである。

イ 原告は、勧奨による修正申告がされた場合は、修正申告がされてから1年以内に更正の請求をすれば足りるとした上で、原告が本件修正申告をした平成14年12月20日から1年以内である同15年4月16日に本件申入れを行ったことをもって、期限内に更正の請求をした旨主張するようである。

しかし、原告が本件訴訟において取消しを求めている本件通知処分は、平成20年5月16日にされた本件更正請求に対するものであって、本件申入れに対するものでないことは明らかであり、本件申入れがされた日に本件更正請求をしたものとみなすべき根拠もない。

そうすると、勧奨による修正申告がされた場合に係る更正の請求の期限に関する前記原告の主張の当否にかかわらず、本件更正請求は、通則法23条1項所定の請求の期限を経過した後に行われたものというほかない。

(2) 通則法23条2項又は所得税法152条の規定に基づく更正の請求の期限について

通則法23条2項又は所得税法152条の規定に基づく、いわゆる後発的事由に基づく更正の請求は、いずれも後発的事由が生じた日の翌日から起算して2箇月以内に限りすることができることとされているところ、仮に、原告が主張する本件委託契約の取消しが、上記各規定における後発的事由に当たるとしても、これに基づく更正の請求は、Bが本件通知書を受領した平成20年2月28日の翌日から起算して2箇月である同年4月28日までにされなければならないのであり、同年5月16日にされた本件更正請求が上記期限を徒過したものであることは明らかである。

(3) そうすると、本件更正請求は、上記各規定のいずれに基づくものであっても、更正の請求の期限を徒過してされたものというほかないから、本件更正請求に対して、更正をすべき理由がないとした本件通知処分は、適法というべきである。

2 争点(2)（本件修正申告の有効性等）について

(1) 前記第2の2(2)の前提事実に加え、甲10、乙1、9及び弁論の全趣旨によれば、原告が本件修正申告をするに至った経緯について、以下の事実を認めることができる。

ア 乙は、平成14年10月9日、原告の自宅に電話をし、原告に対し、原告の所得税について所得金額の確認のため税務調査を行いたい旨告げた上で、日程を調整し、同月15日、丙と共に、原告の自宅に赴いた。

乙は、原告に対し、原告がA及びBに委託して商品先物取引を行っていることを確認した上で、原告が商品先物取引に係る所得について確定申告をしていないことを指摘し、その理由について説明を求めたところ、原告は、取引期間を通して見ると結果として損をしていたので申告をしなかった旨申し出た。

そこで、乙は、原告に対し、商品先物取引に係る関係書類の提示を求め、商品先物所得に係る所得金額の確認に必要な書類を借用するとともに、同所得金額の検討が終了した後に改めて連絡する旨告げた上で、この日の調査を終えた。

イ 原告は、平成14年11月25日、原告の妻と共に沼津税務署を訪れ、乙らと面接した。

乙らは、原告に対し、①平成13年における商品先物取引に係る雑所得は、所得税法上、

同年1月1日から同年3月31日までの間は総合課税であり、同年4月1日から同年12月31日までの間は分離課税であること、②原告の同年分の商品先物取引に係る所得金額は、総合課税分が90万5005円であり、分離課税分が2734万5670円であること、③本件確定申告書記載の所得金額に上記の商品先物取引に係る所得金額を加え、原告の同年分の所得税の額を再計算すると、納付すべき税額は531万8200円となり、本件確定申告書に記載された納付すべき税額が、上記のとおり算出した納付すべき税額よりも過少になっていること、④新たに納付すべきこととなる税金は、確定申告で還付された3万1570円を加え、534万9700円となることなどを説明し、その上で、原告に対し、上記のとおり修正申告をするようしようようするとともに、修正申告がされない場合は、更正処分をする旨伝えた。

これに対し、原告は、修正申告により納付することとなる税金は多額であり、納付できる状況ではないこと、商品先物取引の期間全体を通して考えれば損をしていることなどを申し出たため、乙は、そうであるとしても原告の平成13年分の所得金額は上記のとおりとなる旨を改めて説明するとともに、新たに納付することになる税金を一度に納付することが困難であれば、納付相談を行っている管理徴収部門に案内する旨告げたところ、原告は、修正申告をするかどうかの返答を留保したい旨申し出た。

ウ 原告は、Bの担当者から入出金に関する証明書(乙8)の交付を受けるなどした後、平成14年12月13日、原告の妻と共に沼津税務署を訪れ、乙らと面接した。

原告は、上記証明書等を提出した上で、取引全体を通して損益を計算すれば大きな損失が生じていること、平成13年に商品先物取引における利益があったとしても、Bから現金を引き出してはいないことなどを申し入れた。

これに対し、乙は、所得税法上、上記の各事情は平成13年分の商品先物取引に係る所得金額の計算においては関係がないことなどを説明した上で、1週間後である平成14年12月20日までに修正申告書を提出するかどうかについて返答するよう告げるとともに、同日までに修正申告書の提出がない場合は、後日、沼津税務署長から調査結果に基づき更正通知書を送付することを告げた。

エ 原告は、平成14年12月20日、原告の妻と共に沼津税務署を訪れ、乙と面接した。

乙は、原告に対し、改めて、原告が修正申告書を提出しなければ、後日、沼津税務署長から調査結果に基づき更正通知書を送付することを告げ、併せて、新たに納付することとなった税金を一度に納付することが困難であれば、納付相談を担当している管理徴収部門に案内する旨説明した。

これに対し、原告は、修正申告書を提出する旨申し出たことから、乙は、事前に調査結果に基づく金額等を記載しておいた修正申告書用紙を原告に提示し、記載された金額等について説明した。原告は、これらの金額等を確認した上で、同修正申告書用紙の住所、氏名等の欄に記入するとともに押印し、乙に交付した。

(2)ア 原告は、本件修正申告は無効又は不存在であると主張し、その理由として、原告は、乙らから、原告が修正申告をしないなら原告の土地と家屋を差し押さえるなどと言われたため恐怖心を抱き、また、乙らから、原告が現実に利益を取得できなかった事実が明らかになればいつでも修正申告を見直すと言われたことを信じ、不本意ながら本件修正申告に応じたものであることを挙げるが、その法的根拠は必ずしも明らかではない。

イ その点はおくとしても、原告が修正申告に応じない場合には、沼津税務署長は、更正処分をし、更には滞納処分として原告の財産を差し押さえる可能性もあったというべきであるから、仮に、原告が主張するとおり、原告が乙らから修正申告をしないなら原告の土地と家屋を差し押さえるなどと言われ恐怖心を抱き、不本意ながら本件修正申告をしたとの事実があったとしても、このことは、単に、修正申告をしない場合に予想される法的措置を恐れ、これを回避するために本件修正申告をしたということを意味するにすぎない。前記(1)の認定のとおり、原告が、乙らから修正申告の必要がある旨の説明を繰り返し受けた上で、一定の熟慮期間を経て本件修正申告をするに至ったことにも照らせば、本件修正申告をするとの原告の意思表示が、瑕疵のあるもので無効であるとか、そもそも不存在であったなどということとはできない。

ウ また、本件修正申告の時点において、将来的に、本件商品先物取引による利益の帰属等につき通則法23条2項又は所得税法152条、同法施行令274条所定の事由が生じた場合には、原告が後発的事由に基づく更正の請求をすることができる可能性もあったというべきであるから、原告が主張するように、原告が、本件商品先物取引による利益を現実に取得できなかった事実が明らかになれば修正申告は見直されるとの認識の下で本件修正申告を行ったものであるとしても、原告の上記認識に誤りはなく、これによって本件修正申告の効力を否定すべき理由はない。

エ その他、原告は、本件修正申告に当たって、修正申告書の提出により不服申立ての機会が失われることなどを知らされていなかったとも主張するが、仮にそうであったとしても、本件修正申告がその意思表示に瑕疵のあるもので無効であるとか、そもそも不存在であったなどということとは到底できない。

(3) よって、本件修正申告が無効又は不存在であるとの原告の主張は採用できず、本件修正申告は有効に存在するから、原告には、本件修正申告に基づく納税義務があるというべきであり、被告は、原告に対し、過誤納金の還付等の義務を負わない。

また、本件修正申告は有効であり、本件賦課決定処分を無効と解すべき事情についての主張、立証はないから、原告は、本件加算税のうち未納付分について、納税義務を免れない。

3 争点(3) (被告の不当利得返還義務の有無) について

本件修正申告は、前記2で判示したとおり有効であるところ、これにより原告の納税義務は確定し、その税額等につき更正がされた事実もないから、原告が既に納付した税額につき、被告が不当利得返還義務を負うことはない。

4 争点(4) (被告の国家賠償義務の有無) について

(1) 原告は、乙らが、原告が修正申告に応じないときは原告の土地と家屋を差し押さえて強制執行するなど告げて本件修正申告をさせたことが違法な公権力の行使に当たる旨主張するものと解される。

しかし、前記2(2)イのとおり、原告が修正申告に応じない場合には、沼津税務署長は、更正処分をし、更には滞納処分として原告の財産を差し押さえる可能性もあったというべきであるから、仮に、乙らが原告主張のような事実を告げて修正申告をしようとしたとしても、そのことが直ちに違法な公権力の行使に当たるということとはできない。

(2) また、原告は、乙らが原告をだまして本件修正申告をさせたとして、このことが違法な公権力の行使に当たる旨主張するものと解されるが、後発的事由に基づく更正の請求の可能性に

関する原告の認識に誤りがあったといえないことは、前記2(2)ウのとおりであり、乙らが原告をだまして本件修正申告をさせたとはいえ、その他、前記2(1)で認定した本件修正申告に至る経緯に照らし、乙らにつき違法な公権力の行使があったとは認められない。

(3) よって、被告は、原告に対し、国家賠償義務を負わない。

5 以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原 則彦

裁判官 波多江 真史

裁判官 財賀 理行

(別紙)

原告の平成13年分の所得税における納付すべき税額

- (1) 総所得金額 (別表1の①欄) 259万9703円
上記金額は、後記ア及び同イの各金額を合計した金額であり、本件修正申告書の「所得金額」の「雑⑦」欄に記載された金額と同額である。
- ア 公的年金等に係る雑所得の金額 (別表1の②欄) 169万4698円
上記金額は、本件修正申告書中「総合課税の所得金額」の「雑⑦」欄に記載された金額と同額である。
- イ 商品先物取引に係る雑所得の金額 (別表1の③欄) 90万5005円
上記金額は、後記(ア)の金額から同(イ)の金額を控除した金額である。
- (ア) 収入金額 (別表2の1②欄) 122万2000円
上記金額は、本件修正申告書中「修正申告によって異動した事項」の「所得金額に関する事項」の「雑(総合)」収入金額」欄に記載された金額と同額である。
- (イ) 必要経費 (別表2の1③欄) 31万6995円
上記金額は、本件修正申告書中「修正申告によって異動した事項」の「所得金額に関する事項」の「雑(総合)」必要経費」欄に記載された金額と同額である。
- (2) 分離の商品先物取引に係る雑所得の金額 (別表1の④欄) 2734万5670円
上記金額は、後記アの金額から同イの金額を控除した金額であり、本件修正申告書中「所得金額」の「分離課税」「商品先物取引 雑②」欄に記載された金額と同額である。
- ア 収入金額 (別表2の2②欄) 3032万2000円
上記金額は、本件修正申告書中「修正申告によって異動した事項」の「所得金額に関する事項」の「雑(分離)」収入金額」欄に記載された金額と同額である。
- イ 必要経費 (別表2の2③欄) 297万6330円
上記金額は、本件修正申告書中「修正申告によって異動した事項」の「所得金額に関する事項」の「雑(分離)」必要経費」欄に記載された金額と同額である。
- (3) 所得から差し引かれる金額 (別表1の⑤欄) 119万9674円
上記金額は、原告が本件修正申告書に記載した社会保険料控除の額41万1200円、生命保険料控除の額2万5474円、損害保険料控除の額3000円、配偶者控除の額38万円、基礎控除の額38万円の合計額であり、本件修正申告書中「所得から差し引かれる金額」の「合計⑤」欄に記載された金額と同額である。
- (4) 課税総所得金額 (別表1の⑫欄) 140万円
上記金額は、前記(1)の金額から同(3)の金額を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)であり、本件修正申告書中「税金の計算」の「課税される所得金額」の「⑫」欄に記載された金額と同額である。
- (5) 分離の商品先物取引に係る課税雑所得の金額 (別表1の⑬欄) 2734万5000円
上記金額は、前記(2)の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)であり、本件修正申告書中「税金の計算」の「課税される所得金額」の「⑬」欄に記載された金額と同額である。
- (6) 納付すべき税額 (別表1の⑱欄) 531万8200円

上記金額は、後記ア及び同イの各金額を合計した金額から同ウ及び同エの各金額を控除した後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）であり、本件修正申告書中「税金の計算」の「納める税金⑩」欄に記載された金額と同額である。

ア 課税総所得金額に対する税額（別表1の⑭欄） 14万円

上記金額は、前記(4)の課税総所得金額140万円に所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の税率を乗じて算出した金額であり、本件修正申告書中「税金の計算」の「税額」の「㉒」欄に記載された金額と同額である。

イ 分離の商品先物取引に係る課税雑所得の金額に対する税額（別表1の⑮欄）

546万9000円

上記金額は、前記(5)の分離の商品先物取引に係る課税雑所得の金額2734万5000円に租税特別措置法41条の14第1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）の税率を乗じて算出した金額であり、本件修正申告書中「税金の計算」の「税額」の「㉖」欄に記載された金額と同額である。

ウ 定率減税額（別表1の⑯欄） 25万円

上記金額は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号。ただし、平成17年法律第21号による改正前のもの）6条2項の規定により算出した金額であり、本件修正申告書中「税金の計算」の「定率減税額⑳」欄に記載された金額と同額である。

エ 源泉徴収税額（別表1の⑰欄） 4万0770円

上記金額は、本件修正申告書中「税金の計算」の「源泉徴収税額㉑」欄に記載された金額と同額である。

別表1 被告主張額計算表

(単位：円)

項目／年分		平成13年分
総所得金額 (②+③)		① 2,599,703
内訳	公的年金等に係る雑所得の金額	② 1,694,698
	商品先物取引に係る雑所得の金額 (別表2の1①)	③ 905,005
分離の商品先物取引に係る雑所得の金額 (別表2の2①)		④ 27,345,670
所得控除の額の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		⑤ 1,199,674
内訳	社会保険料控除の額	⑥ 411,200
	生命保険料控除の額	⑦ 25,474
	損害保険料控除の額	⑧ 3,000
	配偶者控除の額	⑨ 380,000
	配偶者特別控除の額	⑩ 0
	基礎控除の額	⑪ 380,000
課税総所得金額 (①-⑤)		⑫ 1,400,000
分離の商品先物取引に係る課税雑所得の金額		⑬ 27,345,000
課税総所得金額に対する税額		⑭ 140,000
分離の商品先物取引に係る課税雑所得の金額に対する税額		⑮ 5,469,000
定率減税額		⑯ 250,000
源泉徴収税額		⑰ 40,770
納付すべき税額 (⑭+⑮-⑯-⑰)		⑱ 5,318,200

(注1) …⑫、⑬欄の金額は、千円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注2) …⑭欄の金額は、⑫×10%である。

(注3) …⑮欄の金額は、⑬×20%である。

(注4) …⑱欄の金額は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表2 商品先物取引に係る雑所得計算表

1 総合課税分(平成13年1月1日～3月31日)

(A) (単位:円)

項目		平成13年分
所得金額 (差引損益)	①	905,005
収入金額 (売買損益)	②	1,222,000
必要経費	③	316,995
内訳	委託手数料	④ 301,900
	消費税等	⑤ 15,095

2 分離課税分(平成13年4月1日～12月31日)

(合計) (単位:円)

項目		平成13年分
所得金額 (差引損益)	①	27,345,670
収入金額 (売買損益)	②	30,322,000
必要経費	③	2,976,330
内訳	委託手数料	④ 2,834,600
	消費税等	⑤ 141,730

(B) (単位:円)

項目		平成13年分
所得金額 (差引損益)	1	27,664,150
収入金額 (売買損益)	2	29,824,000
必要経費	3	2,159,850
内訳	委託手数料	4 2,057,000
	消費税等	5 102,850

(A) (単位:円)

項目		平成13年分
所得金額 (差引損益)	1	△318,480
収入金額 (売買損益)	2	498,000
必要経費	3	816,480
内訳	委託手数料	4 777,600
	消費税等	5 38,880

(注1)「所得金額」欄の△印を付した金額は、損失の金額を示す。